

諮問庁：独立行政法人住宅金融支援機構

諮問日：令和５年１２月６日（令和５年（独個）諮問第９５号）

答申日：令和６年９月１８日（令和６年度（独個）答申第４８号）

事件名：本人の契約に係る特定法人調査結果の不開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

「特定法人調査結果」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和５年８月７日付け住機地業発第５５４５号により独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、そのうち、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の不開示決定の取消しを求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測につながるおそれがあると考えられる記載、添付資料等については本答申では省略する。

（１）審査請求書

審査請求人は、法７８条１項３号及び同号ロを根拠として、本件対象保有個人情報を不開示とするとの通知を受けました。

しかし、審査請求人は、特定商品の申し込み手続きにあたり、審査請求人が与り知らないところで、審査請求人以外の者によって、虚偽の内容を書き加えた書類や、虚偽の内容の書類を作成されるなどして手続きを進められ、購入した住宅の価値や当人の収入などを鑑みて、本来の支払い能力を超えた融資を受けさせられた状況にあります。

この状況において、本件文書は、誰の手により虚偽の申告がおこなわれたか、当時の手続きがどのように進められたかを示すものであり、この内容は法７８条１項３号柱書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にあたります。

また、審査請求人と特定法人の間で、申し込み、審査手続きの過程を特定法人が調査し、審査請求人に結果を報告するという取り決めのもとに面談を実施していたことは、機構においても既知の事実であり、これに反する「審査請求人に対して開示しないこと」を条件として任意提出を受けることは不当です。

したがって、上記情報は、法78条1項3号のただし書きにより機構に開示義務があるものであり、同号及び同号ロに該当するものでもありません。

(2) 意見書

ア 「具体的に保護される生命、健康、生活又は財産は観念されず」について

理由説明書において「本件文書の開示の開示により具体的に保護される生命、健康、生活又は財産は観念されず」とあり、結果として不開示の決定が妥当と結論付けられています。

しかしながら、審査請求人の与り知らないところで、下記のような偽装がおこなわれており、特定商品融資により購入した物件の価値に見合わない融資を受けている状況にあります。

ア) 当方が認識している物件図面とは、明らかに別の特定世帯用の図面が提出されていた（つまりいずれの図面に対して融資を進めたのか明らかではない）

イ) 融資手続きにおいて、上記内容の確認が行なわれなかった為に、代位弁済保険金の返還請求がおこなわれた旨の通知が特定月にありました。この内容についての事実確認がなされていない

これらの偽装をおこなったと思われる者、偽装がおこなわれたと思われる時期が明らかになることにより、その実行者に対する責任の追求、賠償請求などにより、財産の回復がおこなわれる可能性があり、本件文書は偽装の実行についての事実を明らかにすることが考えられます。

具体的にどのような可能性が検討された結果、「具体的に保護される生命、健康、生活又は財産は観念されず」という結論に至ったか、詳細な説明を求めます。

イ 「重大な内部の機密情報である」ことについて

理由説明書において「金融機関が融資を行うか否かの判断を行うに当たっての重大な内部の機密情報であり、これを開示することは同業他社に対する独自性を失うほか、当該情報を悪用して融資審査の基準に適合させるような虚偽の借入申し込みを誘発するおそれがある。」として、不開示が妥当と結論付けられています。

しかし、全内容が上記に該当するとは思われず、部分的にでも開示

が行われることが妥当と考えます。

また、審査請求人の融資にあたって特定法人の審査が規定通りに行われていた場合、すでに「当該情報を悪用して融資審査の基準に適合させるような虚偽の借入申し込み」がおこなわれていたものであり、当該情報が真に厳格に管理されており、不開示により保護されるべき情報であるかは疑問です。

ウ 審査請求人の請求内容とことなる審査内容について

理由説明書において「審査請求人は、審査請求人以外の者による書類偽造等により審査請求人が与り知らないところで特定商品の不適正利用が行われたものであって、その疎明のために本件文書は法 7 8 条 1 項 3 号柱書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張している。」との記載が行われています。

しかし、審査請求人は審査請求書において上記のような主張は行っておらず、「審査請求人が与り知らないところで、審査請求人以外の者によって、虚偽の内容を書き加えた書類や、虚偽の内容の書類を作成されるなどして手続きを進められ、購入した住宅の価値や当人の収入などを鑑みて、本来の支払い能力を超えた融資を受けさせられた状況にある」旨の主張をおこないました。

下記が明確になるよう、審査過程の説明を求めます。

ア) 「審査請求人が与り知らないところで特定商品の不適正利用が行われた」との主張が、何者から発出されたものであるか

イ) 審査請求人が審査請求書においておこなった内容ではなく、上記主張についての審査がおこなわれた経緯

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、法 8 2 条の規定に基づき、機構が保有個人情報開示決定通知書（令和 5 年 8 月 7 日付け住機地業発第 5 5 4 5 号）により行った原処分のうち、本件文書に記録されている保有個人情報（本件対象保有個人情報）の不開示決定に対してなされたものである。

2 審査請求の理由について

審査請求書のとおり。

3 不開示決定の妥当性について

（1）本件審査請求に係る不開示決定を行った本件文書は、機構が特定法人から令和 5 年 1 月に提供を受けて保有していたものである。

提供元の特定法人は、特定商品をはじめとする住宅ローンを取り扱う民間金融機関である。

（2）不開示とした本件文書は、特定法人が融資を行い、機構が当該融資に

係る債権を買い取った特定商品のうち融資要件に違反して融資を受けた不適正利用の懸念がある案件について、特定法人が独自に実施した内部調査の報告書である。本件文書には特定法人のノウハウである融資審査の基準、手続等の詳細が記載されている。金融機関における融資審査の基準、手続等は、金融機関が融資を行うか否かの判断を行うに当たっての重大な内部の機密情報であり、これを開示することは同業他社に対する独自性を失うほか、当該情報を悪用して融資審査の基準に適合させるような虚偽の借入申込みを誘発するおそれがある。このため、本件文書は、開示すると特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法78条1項3号イに該当する情報である。

- (3) なお、審査請求人は、審査請求人以外の者による書類偽造等により審査請求人が与り知らないところで特定商品の不適正利用が行われたものであって、その疎明のために本件文書は法78条1項3号柱書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張している。しかしながら、本件文書の開示により具体的に保護される生命、健康、生活又は財産は観念されず、審査請求人の主張に理由はないと考える。
- (4) また、本件文書は、特定商品に対する不適正利用の実態を把握するために、特定法人が機構からの要請を受けて、外部に開示しないとの条件で機構に対して任意に提供されたものである。上記のとおり、本件文書は同社の融資審査の基準、手続等のノウハウ等の機密情報が含まれる内部調査文書であることから、機構に提供するにあたり外部に開示しないとの条件を付したことは合理的であり当然と認められるものであり、法78条1項3号ロにも該当する情報である。
- (5) この点について、審査請求人は、「特定法人が審査請求人に本件文書を報告するという取り決めのもとに特定法人と審査請求人が面談したことは、機構において既知の事実であり、これに反する特定法人による審査請求人に開示しないとの条件で本件文書の任意提出を受けることは不当である」旨主張している。しかしながら、特定法人と審査請求人との間の取り決めは当事者間の取り決めであって、これが事実であるか否かにかかわらず、機構が特定法人から外部に開示しないことを条件に任意に提供を受けた当該文書は、当該条件を無視して外部に開示することはできないものであり、ましてや面談の当事者ではない機構が審査請求人に対して開示する義務を負うものでもない。上記のとおり本件文書は同社の融資審査の基準、手続等のノウハウ等の機密情報が含まれる内部調査文書であることから開示しないとの条件を付すことが合理的であると認められるものであり、審査請求人の主張に理由はないと考える。

(6) このため、不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和5年12月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年12月21日 | 審議 |
| ④ | 令和6年1月23日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同年7月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、そのうち、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の全部を法78条1項3号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は全部不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

当審査会において本件文書を見分したところ、審査請求人を含む複数の個人の契約に関する特定法人の調査結果が記録された報告書であり、また、原処分では本件文書に記録された情報全てを特定し不開示としたものであることが認められる。

(1) 別紙に掲げる部分について

法が開示請求対象として予定するのは、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。別紙に掲げる部分は、審査請求人（開示請求者）以外の個人に関する情報であって、法76条1項に規定する「自己を本人とする保有個人情報」に該当するとは認められないことから、当該情報は、本件開示請求の対象として、本来特定すべきではなかったものといえる。

しかしながら、本件のような場合において、当該情報に係る不開示決定を取り消し、改めて当該情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないとして不開示決定を行う意義は乏しく、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(2) その他の部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 法 7 8 条 1 項 3 号イ該当性について

理由説明書（上記第 3）で述べたとおり、本件文書は、特定法人が融資を行い、機構が当該融資に係る債権を買い取った特定商品のうち不適正利用の懸念がある案件について、特定法人が実施した調査の報告書である。

本件文書には、特定法人のノウハウである融資審査の基準、手続等の詳細やその推察を可能とする情報、調査主体が個別の融資案件の適切性を調査する際に用いられた手法や着眼点に係る情報が記載されている。金融機関における融資審査の基準、手続等は、金融機関が融資を行うか否かの判断を行うに当たっての重大な内部の機密情報であり、また、調査主体の用いた調査手法等についても、当該調査主体の重要なノウハウに当たると考えられる。

これらを開示することは、特定法人の今後の業務において、同業他社に対する独自性を失うほか、当該情報を悪用して融資審査の基準に適合させるような虚偽の借入申込みを誘発するおそれがあり、また、調査主体の今後の業務において同業の者に対する優位性を失わせることとなる。

このため、本件文書は、これを開示することにより特定法人及び調査主体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当する情報である。

(イ) 審査請求人は、審査請求人以外の者による書類偽造等により、審査請求人が与り知らないところで特定商品の不適正利用が行われたものであり、その疎明のために、本件対象保有個人情報、法 7 8 条 1 項 3 号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張している。

しかし、本件文書は、審査請求人の財産の保護等に直接関係する情報の記載はなく、法 7 8 条 1 項 3 号ただし書に該当するとまではいえず、審査請求人の当該主張に従って本件対象保有個人情報を開示する理由はないと考える。

(ウ) 以上のことから、本件対象保有個人情報を不開示とした原処分は妥当であると考えられるものである。

イ 本件文書の保有に係る諸経緯、その内容等に鑑みれば、これを開示することにより特定法人及び調査主体の構成員である事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、本件文書には法 7 8 条 1 項 3 号ただし書に該当するといえるような審査請求人の財産の保護等に直接関係する情報の記載は認められない旨の上記諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとはいえず、これを否定し

難い。

したがって、当該部分は法 78 条 1 項 3 号イに該当すると認められ、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法 78 条 1 項 3 号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、別紙に掲げる部分を除く部分は、同項 3 号イに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 藤谷俊之，委員 石川千晶，委員 磯部 哲

別紙（審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる部分）
審査請求人（開示請求者）以外の契約者に係る調査結果が記録された部分